

議案第26号

八幡浜市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

八幡浜市特別工業地区建築条例（平成25年条例第36号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築の制限の緩和）</p> <p>第3条 特別工業地区内においては、水産加工関連産業（練製品、冷凍水産物、冷凍食品、煮干し、節類その他の水産加工品等の加工等の事業をいう。）の用途に供する建築物で作業場の床面積の合計が900平方メートル以内のものは、<u>法第48条第10項</u>の規定にかかわらず建築することができる。ただし、魚油及び飼肥料の製造等の周辺に環境を悪化させる恐れのあるものを除く。</p>	<p>（建築の制限の緩和）</p> <p>第3条 特別工業地区内においては、水産加工関連産業（練製品、冷凍水産物、冷凍食品、煮干し、節類その他の水産加工品等の加工等の事業をいう。）の用途に供する建築物で作業場の床面積の合計が900平方メートル以内のものは、<u>法第48条第9項</u>の規定にかかわらず建築することができる。ただし、魚油及び飼肥料の製造等の周辺に環境を悪化させる恐れのあるものを除く。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

